

大口町告示第23号

大口町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱を次のように定める。

令和8年3月26日

大口町長 鈴木雅博

大口町都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、本町の都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を策定するため、大口町都市計画マスタープラン策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の事項を所掌する。

- (1) 都市計画マスタープランの策定に関すること。
- (2) その他都市計画マスタープランに関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は15人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 町内に住所を有する者又は町内の事業所に勤務する者
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) 町の職員
- (6) その他町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、町長が委嘱又は任命した日から都市計画マスタープランの策定が終了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、会議において、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め、意見等を聴くことができる。

(策定部会)

第7条 委員会に都市計画マスタープランの策定に必要な調査、検討及び関係各課との調整事務を処理するため、大口町都市計画マスタープラン策定部会（以下「策定部会」という。）を置く。

- 2 策定部会は、町の関係各課長によって組織する。
- 3 策定部会に部会長を置き、まちづくり部まちづくり推進課長をもって充てる。
- 4 部会長は、策定部会の事務を掌理し、策定部会の経過及び結果を委員長に報告する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、まちづくり部まちづくり推進課において処理する。

(その他必要事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。